

平成 21 年 6 月 29 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2005～2008
 課題番号：17720195
 研究課題名（和文）第二次世界大戦期アルザスにおける強制召集兵の記憶とナショナル・ヒストリーの考察
 研究課題名（英文）The Relation of the Memory of Malgré-Nous and French National History
 研究代表者
 中本 真生子（NAKAMOTO MAOKO）
 立命館大学・国際関係学部・准教授
 研究者番号：80330009

研究成果の概要：

アルザスの強制召集兵の問題を、第一次世界大戦期から第二次世界大戦期までのアルザスにおけるアイデンティティの変動／変容の中に位置づけ、ネーションステイトが根源的に抱える矛盾の結節点として、強制召集兵の存在と彼らの体験、そして彼らの存在とともにアルザスが戦後抱え込んだ「ふさがらない傷口」を提示した。それは「ナショナル・ヒストリー」に包摂されえない体験・記憶であり、このような「内部の 外部」の存在は、ネーションステイトという体制の根本的矛盾を示していると言えよう。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	800,000	0	800,000
2006年度	700,000	0	700,000
2007年度	77,303	0	77,303
2008年度	522,697	156,809	679,506
年度			
総計	2,100,000	156,809	2,256,809

研究分野：西洋史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：アルザス、アイデンティティ、強制召集兵、オラドゥール事件、ポルドー裁判

1. 研究開始当初の背景

第二次世界大戦期のアルザス研究、特に強制召集兵に関するは、アルザスにおいても1990年代に入ってようやく、本格的に着手されはじめた。その背景には、1980年代にフランス（内地）において、「レジスタンス神話」の見直しが行われ、「レジスタンス」と「対独協力者（コラボラター）」という二項対立の歴史観が解体されたこと、冷戦構造の崩壊によって旧ソ連の資料の閲覧が（限定的にはあるが）可能となったこと、そして第二次大戦の体験者や強制召集兵の生存者たちが

老年を迎え、自身の体験、記憶を「残しておかなければならない」と積極的に語り始めたことなどがある。

しかし日本においては、この領域はいまだにほぼ手付かずの領域であり、またアルザスという地に関する一般的な知識としても、40代以上の世代は「最後の授業」イメージに捉えられ、逆に若い世代は「最後の授業」すら知らない、という状況である。独仏間で帰属が争われた、という基本的な知識はかろうじてあるものの、アルザスの複雑な歴史的、文化的背景や言語状況（アルザス語の存在）は、

ほとんど認識されていないと言っても過言ではない。第二次大戦期の「アルザスの悲劇」¹⁾、「塞がらない傷口」と呼ばれ、現在のアルザスとフランスに深い影響を与え続けているこの事例を研究し、公表することは、歴史研究上も当然のことながら、一般に向けても重要かつ必要なことと考えられた。

2. 研究の目的

アルザス地方は、1870年の普仏戦争から1945年の第二次世界大戦の終結までの間に、フランスとドイツの間で4度に渡って帰属変更を被った地である。特に1940年のナチス・ドイツによる併合は、第一次世界大戦後、「フランス人」として生きてきたアルザスの人々を強制的にドイツに引き戻し、急激なドイツ化、ナチ化を行った点で、それ以前の帰属変更とは比べ物にならないほど大きな衝撃と傷跡を、アルザスに残すこととなった。その象徴とも言うべき存在が「マルグレ・ヌ Malgré-Nous」とよばれる人々、ドイツ軍に徴兵され、第二次世界大戦を「ドイツ兵」として戦うことを余儀なくされた強制召集兵たちである。

本研究では、この強制召集兵（マルグレ・ヌ）に関する基本的な資料の整理を行い、その体験をアルザス史の中に位置づけることを第一の目的とした。強制召集兵に関する研究は、アルザスにおいても1990年代に入ってようやく着手された、比較的新しい研究分野である。それは、第二次世界大戦後のアルザスにおいて、大戦中の体験および記憶が長らく「封印」され、「沈黙」が守られてきた結果である。ドイツに併合されたアルザスは、フランスの他の地方とは全く異なる扱いを受けた。上述したように、ナチス・ドイツはアルザスを「ドイツ」と、アルザス人を「ドイツ人」とみなした。第一次世界大戦後にフランスに「奪われた」アルザスを「取り戻した」というわけである。ヒトラーは「10年間でアルザスをゲルマン化すること」を命じ、アルザスの人々は第二次大戦期を「ドイツ人」として生きた。フランスでは戦後、「エピュラシオン（浄化）」²⁾、つまり対独協力者（コラボラター）への報復、処罰と「レジスタンス神話」（一致団結してドイツに抵抗したフランス人という物語）が吹き荒れたが、アルザスはその中で完全に「居場所」を失った。またアルザス内部においても、ナチス・ドイツ支配に対して抵抗した者、協力的だった者、日和見的であった者、さらには密告を行った者等、その経験は多様であり、それらは戦後のアルザス社会において、対立や分裂を生み

出した。戦後アルザスの「沈黙」は、そのような社会的対立、分裂を防ぐための、いわば自衛措置であったと考えられる。また戦後フランスの西ドイツとの「和解」も、アルザスに「沈黙」を促す要素となった。しかし1990年代に入ると、アルザス史研究者の中から強制召集兵をテーマにするものが現れ、またそれと呼応するかのようになり、当事者の回想録や手記、関係者による当時の資料（日記、手紙等）の公開、出版が相次ぐ。ソ連邦の解体と、それに伴う東部戦線や捕虜収容所関係の資料も（制限付きではあるものの）公開され始めた。本研究は、それらの資料の整理、分析を通して、強制召集兵がどのような状況のもとで徴兵されたのか、彼らがどのような思いで召集に応じたのかを明らかにし、次いで戦場で強制召集兵たちが置かれた立場（ドイツ軍の中のアルザス兵の扱い）および戦後「ドイツ兵」としてソ連の強制収容所に抑留されたアルザス人兵たちの存在について確認することとした。そして、それらの考察を踏まえた上で、最終的に「国家の歴史」と「地方の記憶」の間の断絶と、「国家の歴史」に回収されることを望むかのようなアルザスの動向について分析し、度重なる国籍変更と「国民化」、そして「強制召集兵」の経験を、「国民国家」が根源的に抱える問題として捉え直すことを目的とした。

3. 研究の方法

強制召集兵に関するアルザス人研究者による網羅的研究を参照としながら、当事者たちの手記、回想録、書簡集等の資料を丹念に読み解いた。さらに季刊誌 *Saison d'Alsace* を中心に、これまでのアルザスでの第二次世界大戦期および強制召集兵に関する言説の変遷を辿った。

まず E.リドヴェクによる強制召集兵に関する研究 *Les Malgré-Nous, Histoire de l'incorporation de force des Alsaciens-Mosellans dans l'armée allemande* を主として参照し、強制召集兵に関する基本的な情報を整理した（このリドヴェクの研究は、「初めて/ようやくマルグレ・ヌについて行われた歴史家による専門的な研究である」と当事者たちから評されている）。

次いで、1990年代半ばから相次いで公開されている、元強制召集兵およびその関係者による手記、回想録、日記、書簡集等の収集、整理および分析を行った。それらの資料は、大きく分けて「帰還できた兵士」のもの（本人による出版、あるいは本人がインタビュー等に答えて証言しているもの）と、「帰還できなかった兵士」のもの（近親者や研究者に

よる書簡や日記類の公開、出版)に分けられる。本研究では、それらの中から「マルグレ・ヌ」としてある意味典型的な体験をした人物として、「帰還者」である F.フリドの証言 (FURLA, Daniel, *Des Alsaciens pendant la Seconde Guerre Mondiale*, Lyon, 2003.に所収)と、「行方不明者」である F.リュドヴィクの書簡集 (LUDWIG, Frédéric (Hugues HAEMMERLÉ, ed), *Lettres d'un "Malgré-Nous" à ses parents*, Colmar, 2003.)を中心に、強制召集兵たちが置かれた立場、心情、体験を抽出した。そこからは、葛藤を抱きつつも、何よりも「生き延びるため」に「ドイツ兵士」として戦場での役割を果たすアルザス兵の有り様が見えてきた。また、「帰還者」については、彼らの戦時中の体験は、「フランス人」としては容認されざるもの、また「対独協力者(コラボラター)」に類するものとして、戦後非難の対象となり、それゆえに「沈黙」を強いられ、それが現在にいたるまでのトラウマと化していることが明らかとなった。その象徴的なケースとしてはポルドー裁判が上げられる。ポルドー裁判については、ヴォノーの研究 (VONAU, Jean-Laurent, *Le Procès de Bordeaux*, Strasbourg, 2003.)を中心に、オラドゥール事件とポルドー裁判に関する他の研究(リムーザン地方からの研究や資料も含む)を参照としながら、その「記憶」のされ方について、さらには「強制召集兵」の記憶をめぐる「中央」と「地方」(アルザスとリムーザン)との間の距離(つい10数年前までは、断絶と言ったほうが適切である)についての考察を行った。

4. 研究成果

ここまで述べてきたように、アルザス地方は1870年から1945年まで、独仏間で4度の帰属変更を被ったが、なかでも1940年のナチス・ドイツによる併合と、その直後からの強力なゲルマン化、ナチ化は、アルザスに現在に至るまでの、いわゆる「塞がらない傷」を負わせた。1990年代以降に活発化した第二次世界大戦期のアルザスの経験、特に強制召集兵に関する歴史研究および個人的手記、回想録、書簡集等を分析することにより、以下のことが明らかとなった。

1940年以前は「フランス人」であった若者たち(そのなかには、第二次大戦勃発時にフランス兵として徴兵され、ドイツ軍と戦った者さえ存在していた)は1940年のナチス・ドイツによるアルザス併合を経て、1942年、今度は「ドイツ人」としてドイツ軍に徴兵され、8割近くが東部戦線へと送られた。その結果

アルザスの若者は、(第一次世界大戦と同じく)第二次世界大戦も「ドイツ人」としてドイツ軍と戦い、アルザス地方自体もまた、フランス(内地)とは異なる体験を被ることとなった。この「異なる体験」が、アルザスが戦後、フランスのナショナル・ヒストリーにおいて「居場所がない」という意識を持ち続ける原因となった(例えば「フランスの歴史の教科書は、第二次大戦時のアルザスの置かれた状況について、ほとんど触れていない」、「(アルザス地方以外の)フランス人は、強制召集兵について何も知らない」といった非難の声があげられている)。さらに、アルザスの体験を他のフランス人たちにも知ってもらいたい、共有されたいという思い、つまり「居場所」を求める(=ナショナル・ヒストリーへの包摂を要求する)心性が、現在のアルザスにおける極右政党への(全国レベルで1,2を争う)賛同といった現象を生じさせる遠因となっている、という指摘もなされている。

戦後フランスに「復帰」したアルザスでは、「内地」と同じく対独協力者処罰の嵐が吹き荒れたが、戦時中置かれていたコンテクストの違いを無視しての「浄化(エピュラシオン)」は、アルザス内部での対立と混乱と生じさせた。そのアルザス内部の亀裂を塞ぎ、共通の「被害者」としての意識を立ち上げたのが、オラドゥール事件にかかわった強制召集兵たちが裁かれた「ポルドー裁判」である。リムーザン地方の小村、オラドゥール・シュル・グラヌ村の住民を虐殺(600人以上に上る犠牲者のうち、半数以上が女性と子どもであった)したナチスの武装SSの中に、アルザスからの強制召集兵が含まれており、戦後、生存者垂13人が、その罪を問われポルドーの軍事裁判にかけられたのである(同事件にかかわったドイツ人将校およびドイツ兵生存者の大半は召還できず、裁判はドイツ人7名とアルザス人14名を被告とするものとなった。ちなみにアルザス人の内の13人が強制召集兵であり、残る1人は志願兵であった)。この裁判が始まると同時に、アルザス全域で裁判に対する批判、非難の声があがり、アルザスの全市町村長が参加するデモが敢行された。ストラスブールの共和国広場にある「母子像」(ドイツとフランスに引き裂かれ、息絶えた二人の息子を抱いて嘆く母親像)には黒い喪のヴェールが掛けられた。裁判の結果、13人の元強制召集兵たちには禁固刑を下された上で恩赦が出され、釈放されたが、アルザス

側、リムーザン側ともにこの判決を不服とし、両地方は一種の断絶状態に陥った（この状態は 1990 年代初頭まで継続された）。アルザス側のこの裁判の受け止め方を見ると、アルザスはこの 13 人の被告の体験を「アルザス全体の体験」と読み替えることによって、戦後フランスにおける自身のポジション、戦争とフランスの無理解に対する「犠牲者」という位置を確立したと言える。そしてアルザスはこの「犠牲者」という位置から、フランスの「ナショナル・ヒストリー」への加入を求めているのである。

以上、本研究では強制召集兵の実態および、彼らをめぐってのアルザス（地方）とフランス（中央）の「歴史」「記憶」をめぐり、ある種ねじれた関係を明らかにした。またこの「強制召集兵」の存在とそれが戦後にまで及ぼした影響は、普仏戦争時の国籍変更から第二次世界大戦終結までのアルザスの経験の帰結として捉えることができる。それはまた、国民国家が根源的に抱える問題、例えば国民化、文化統合、愛国心の育成、徴兵制といった、普遍的な問題の一例でもある。アルザスの「強制召集兵」は、国民国家の最も深部に存在する「矛盾」の結晶であったとも言えるのである。

なお、この強制召集兵に関する研究の成果を中心とした近現代アルザス研究によって、平成 19 年に博士号を取得、平成 20 年 2 月に著書『アルザスと国民国家』を出版した。

5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔図書〕（計 1 件）

中本真生子、晃洋書房、『アルザスと国民国家』、2008 年、194 頁

6．研究組織

(1) 研究代表者

中本真生子（NAKAMOTO MAOKO）
立命館大学・国際関係学部・准教授
研究者番号：80330009

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者